

岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

岐阜県税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年六月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「の者」を「に掲げる者」に、「第二条の二」を「第二条第四項及び第二条の二」に、「によつて」を「により」に、「賦課期日現在」を「賦課期日現在」に改め、同項ただし書中「配偶者特別控除額」の下に「(同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第二條の二第二項」を「第二條第四項及び第二條の二第二項」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第一項」を「に同項」に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第二條の二第七項」を「第二條第四項及び第二條の二第七項」に改める。

第三十四条に次の三項を加える。

3 特定法人(法第五十三条第四十七項に規定する特定法人をいう。)である内国法人は、第一項の規定により、同項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法、施行令若しくは施行規則若しくはこの条例若しくはこれに基づく規則の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第一項の規定にかかわらず、同条第四十六項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(次項において「添付書類記載事項」という。)を、法第七百六十二条第一号に規定す

る地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第五項において「機構」という。）を經由して行う方法その他法第五十三条第四十六項の総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

4 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、法、施行令若しくは施行規則その他法第五十三条第四十八項の政令で定める法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定を適用する。

5 第三項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第三十八条第五項中「節」の下に「（第四十四条の二を除く。）」を加える。

第四十四条第一項第五号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第二項の規定の適用を受ける法人にあつては遅滞なく、同条第三項」に、「は、同項」を「にあつては同項」に改める。

第四十四条の二を第四十四条の二の二とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第四十四条の二 特定法人（法第七十二条の三十二第二項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、前条第一項又は第三項の規定により、これらの規定による申告書又は修正申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法、施行令若しくは施行規則若しくはこの条例若しくはこれに基づく規則の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、前条第一項又は第三項の規定にかかわらず、法第七十二条の三十二第一項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（次項において「添付書類記載事項」という。）を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を經由して行う方法その他法第七十二条の三十二第一項の総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、法、施行令若しくは施行規則その他法第七十二条の三十二第三項の政令で定める法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る

電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第五十一条の七の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第五十一条の七の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（前条各項並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十九各項の事業者に限る。）は、前条又は法第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九の規定により、前条各項又は法第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前条並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、同条第一項の総務省令で定めるところにより、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、法、施行令若しくは施行規則その他法第七十二条の八十九の二第二項の政令で定める法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第五十三条第一項中「一戸につき千二百万円」を「一戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「につき千二百万円」を「」について千二百万円」に改め、同条第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「前項」に改め、同条第三項中「。第五十八条の二第一項」を「。第五十五条第三項」に、「及び第五十八条の二第一項」を「及び第三項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「一構を」を「一構と」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「時に限り」を「ときに限り、」に改め、同条第六項中「第一項」を「第一項」に改め、同条第七項中「において」及び「にあつては」を「には」に改め、同条第十五項中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第六十条の二の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第六十条の二の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令第三十九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばここととする。

第六十条の三第一項中「消費等」の下に「（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第八条の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令第三十九条の九の二第四項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第六十条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第六条の二の三中「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

附則第六条の二の四第一項中「(第七条を除く。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第五十一条の七各項の規定による申告に係る同条及び第五十一条の七の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条の七	知事	税務署長
第五十一条の七の二第二項	並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十九各項	及び法第七十二条の八十八第二項
	第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九の	第七十二条の八十八第二項前段の
	第七十二条の八十八第二項若しくは第七十二条の八十九各項	第七十二条の八十八第二項
	並びに法第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の八十九の	及び法第七十二条の八十八第二項前段の
	、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という。)を経由して行う方法その他法第七十二条の八十九の二第一項の総務省令で定める方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として同条第一項の総務省令で定める方法により
第五十一条の七の二第三項	法第七百六十二条第一号の機構	同項の国税庁
	電子計算機(入出力装置を含む)	電子計算機

	む。
知事	税務署長

附則第六条の二の四第二項中「(第七条を除く。)」を削る。

附則第七条第十二項中「につき千二百万円」を削り、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、同条に次の二項を加える。

15 都市再生特別措置法第百九条の六第二項第一号に規定する者が同法第百九条の八の規定による公告があつた同法第百九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第七条第二十二項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

16 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第七条第二十三項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の七第三項第二号中「第二十五条の十三の八第六項」を「第二十五条の十三の

八第九項」に改める。

第二条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第六十条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の三第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第六十条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第六十条の二の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第六十条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、二十八年新条例」を「は、岐阜県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十八項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第十九項の表附則第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十一項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表附則第十二項の表第六十条の九の二第一項の項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県税条例第五十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに同条例附則第七条第十二項及び第十一条の七第三項第二号の改正規定 公布の日

二 第一条中岐阜県税条例第五十三条第十五項の改正規定、同条例第六十条の二の次に一条を加える改正規定、同条例第六十条の三及び第六十条の四の改正規定並びに第六条及び附則第六項から第十一項までの規定 平成三十年十月一日

三 第一条中岐阜県税条例第二十七条の改正規定及び次項の規定 平成三十一年一月一日

四 第二条及び附則第十二項の規定 平成三十一年十月一日

五 第一条中岐阜県税条例第三十四条に三項を加える改正規定、同条例第三十八条第五項並びに第四十四条第一項第五号及び第三項の改正規定、同条例第四十四条の二を第四十四条の二の二とし、第四十四条の次に一条を加える改正規定、同条例第五十一条の七の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第六条の二の三及び第六条の二の四の改正規定並びに附則第三

三項から第五項までの規定 平成三十二年四月一日

六 第三条及び附則第十三項から第十八項までの規定 平成三十二年十月一日

七 第四条及び附則第十九項から第二十四項までの規定 平成三十三年十月一日

- 八 第五条及び附則第二十五項の規定 平成三十四年十月一日
 - 九 第一条中岐阜県税条例附則第七条に二項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。） 公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日のいずれか遅い日
 - 十 第一条中岐阜県税条例附則第七条に二項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）第二十七条第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
 - 3 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例（以下「三十二年四月新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- （事業税に関する経過措置）
- 4 三十二年四月新条例第三十八条第五項及び第四十四条の二の規定は、附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- （地方消費税に関する経過措置）
- 5 三十二年四月新条例附則第六条の二の四第一項後段の規定により読み替えられた三十二年四月新条例第五十一条の七の二の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。
- （県たばこ税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
 - 7 平成三十年十月一日前に岐阜県税条例第六十条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第六十条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第三十五号）附則第七項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び附則第十一項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する岐阜県税条例第六十条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」

という。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号。附則第十一項において「改正省令」という。)附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

10 附則第七項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第六十条の三第一項、第六十条の四、第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の三第二項	前項	岐阜県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第 号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。)附則第七項
第六十条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第七項
第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定に	平成三十年改正条例附則第八項の規定によつて申告書

			よつて申告書
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第八項	平成三十年改正条例附則第八項及び第九項の規定によつて申告納付する
第六十条の九の二第一項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第八項	
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日	

11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第七項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、岐阜県税条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

12 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

13 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

14 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業

者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号。以下「改正省令」という。）附則第四条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

17 附則第十四項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例（以下この項において「三十二年十月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年十月新条例第六十条の三第一項、第六十条の四、第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の三第二項	前項	岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第 号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第十四項
第六十条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十四項
第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第十五項の規定によつて申告書
	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正条例附則第十五項及び第十六項の規定によつて申告納付する

第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十五項
第六十条の九の二第一項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十五項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十四項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、岐阜県税条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第四条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

20 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該製造たばこの貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該製造たばこを直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合に、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正省令附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われた

ものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

22 前項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

23 附則第二十項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の岐阜県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第六十条の三第一項、第六十条の四、第六十条の五、第六十条の七、第六十条の八及び第六十条の十一の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条の三第二項	前項	岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第 号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十項
第六十条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十項
第六十条の九第一項	第六十条の七第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正条例附則第二十一項の規定によつて申告書
第六十条の九第二項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十一項
第六十条の九の二第一項	第六十条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十一項
	これらの項に規定する	平成三十三年十一月一日

24 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所を有する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、岐阜県税条例第六十条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第六十条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正省令附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

25 附則第一項第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を段階的に引き上げる等のため、この条例を定めようとする。